

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

March 2026



■ ■ ■
The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- March 2026 -

組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る 税務上の損益認識～

■ はじめに

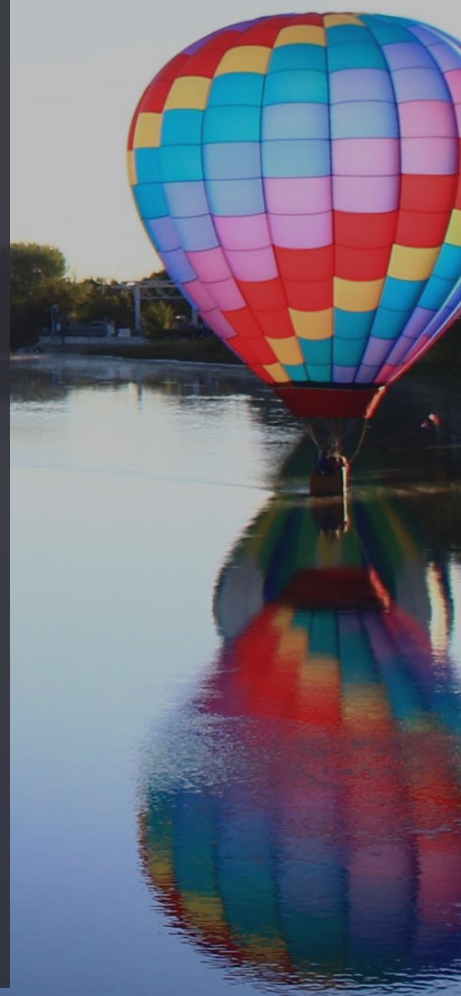
世界経済が急速に変化し市場競争が激化する環境下、企業においては、競争力を高めるために組織再編がしばしば行われます。グローバル化によって、企業は国をまたぐ法令や税制への対応が必要となっており、また、デジタルトランスフォーメーションや技術革新により、資源の統合やイノベーションが求められます。同時に、経済の不確定性は経営コストの圧力をもたらし、企業はより一層組織のスリム化や財務構造の強化を進める必要に迫られています。さらに、法令順守、税務プランニング、そしてM&A、戦略的提携による統合の対応など、組織再編は企業が環境変化に対応するための重要な戦略となっており、組織再編のプロセスにおいては、必ず財務会計及び税務処理が関係してきます。

今月のJBS NEWSLETTERは、企業が組織再編における税務紛争を回避できるよう、最高行政裁判所の判決を事例として、組織再編に関わる損益認識の税務上の問題を解説し、企業の判断に資する情報を提供いたします。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 会計と税務の考え方の差
- 過去の実例に基づく税務当局の判断
- 税務紛争を回避するための準備

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。



組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



組織再編における損益認識の規定

財務会計と税務処理の差異

共通支配下における組織再編について、財務会計の観点では、最終的な支配が変わらず、かつ、連結財務諸表が単一の経済主体という概念に基づいて作成されることから、グループ内の移転は通常、実質的な経済的内容を伴わない取引とみなされます。そのため、帳簿価格で引継処理がされるのが一般的です。この場合、組織再編に関与する会社は、会計上の損益を認識することはありません。しかし、税務上では、財務会計と同様に損益を認識しない取り扱いとなるか、それとも法人ごとに主体を区分する考え方にに基づき所有権の移転がある以上、課税対象として取り扱うべきかについて、納税義務者・税務当局・裁判所の間で見解の相違が存在します。

実務上の見解

実務上、行政裁判所及び税務当局が一般的に採用する審査原則は下記のとおりです。

- 利益が生じるもの：法人を主体として、課税すべきである。
- 損失が生じるもの：財務会計の観点から、損失の認識は認めない。

このように、「損失の認識は認めない一方、利益に対して課税する」という取り扱いに多くの争点があり、納税義務者にとって受け入れがたいケースも少なくありません。この結果、多数の行政救済案件が発生しています。

最高行政裁判所の判例

本ニュースレターでは、以下の2つの最高行政裁判所による判決の分析を通じて、関連する論点や争点を明確にします。なお、本稿では、被支配外国企業制度(CFC)による影響やCFC制度が適用される状況を除外しています。

- 投資株式の譲渡で「利益」が生じた事例：最高行政裁判所92年裁字第1749号判決
- 投資株式の譲渡で「損失」が生じた事例：最高行政裁判所100年裁字第1360号判決



組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



最高行政裁判所の判例

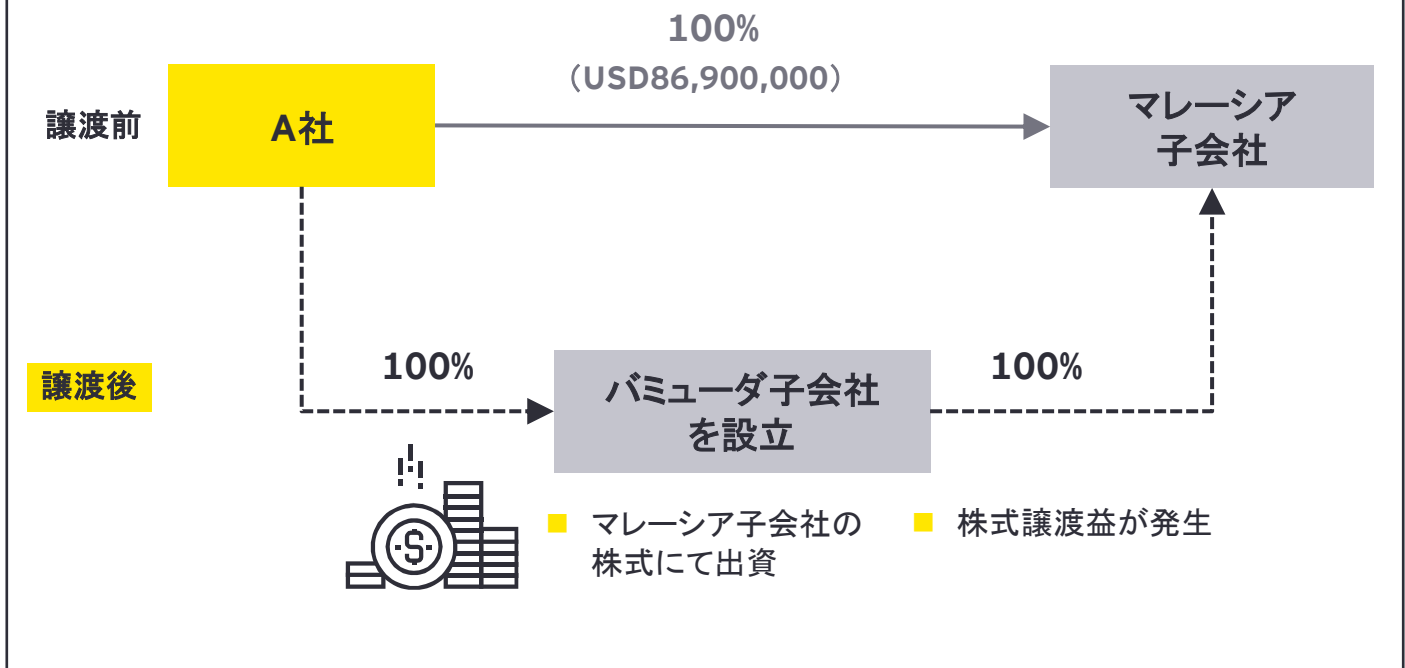
判例 1

投資株式の譲渡で「利益」が生じた事例：最高行政裁判所92年裁字第1749号判決

事案の概要

- 上訴人であるA社は、1994年度において、保有しているマレーシア子会社の全株式（評価額：USD8,690万）を原資として対外投資として出資を行い、バミューダ子会社を設立。
- A社の当初の申告：
A社は1994年度において、上記の株式による出資取引からは資産譲渡益は発生していないものと考え、他の取引に伴う資産譲渡益4,816,335台湾元のみを申告していた。
- 国税局の審査結果：
国税局は、株式譲渡日におけるA社のマレーシア子会社の純資産価値と原始投資額との差額3,318,780,529台湾元を、A社の当初申告した資産譲渡益の金額に加算。結果、A社の1994年度の資産譲渡益を3,323,596,864台湾元（※）と認定した。

※ 他の取引に伴う資産譲渡益4,816,335台湾元＋A社保有のマレーシア子会社の純資産価値と原始投資額との差額3,318,780,529台湾元



組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



最高行政裁判所の判例(続)

判例 1

投資株式の譲渡で「利益」が生じた事例: 最高行政裁判所92年裁字第1749号判決(続)

当事者双方の主張

A社の主張: 「投資」行為であり、「財産取引」に該当するものではない

- 本件について、既存の海外子会社であるマレーシア子会社の株式を評価して、新設のバミューダ子会社へ出資したものであり、その性質は資本構成の調整に属するものである。さらに、当該投資行為は既に経済部投資審議司の承認を受けており、その性質は純粋な「投資」行為であって、「財産取引」には該当しない。仮に国税局が当該行為によって所得が実現したと認定したとしても、出資評価額と原始投資額とは一致しており、経済的実質としていかなる所得も生じていないため、「資産譲渡益」を増額調整すべきではない。
- 以上より、国税局が株式譲渡日における純資産価額が原始投資額を上回る差額を所得として認定し課税した処分は、取り消されるべきである。



国税局の主張: 当該資産は既に処分され、その増加益は既に実現している

- A社がマレーシア子会社の全株式をバミューダ子会社へ投資として譲渡した行為は、法的効果として「株式の処分」に該当する。そして、株式譲渡日における純資産価額が原始投資額を上回る差額を、A社が国外子会社の株式譲渡によって実現した増加益と認定し、これを「外国証券売却益」として、当該年度の営利事業所得に算入し課税すべきである。
- 以上より、原処分において資産取引による増加益323,596,864台湾元を認定したことには不当な点はなく、維持されるべきである。



組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



最高行政裁判所の判例(続)

判例 1

投資株式の譲渡で「利益」が生じた事例: 最高行政裁判所92年裁字第1749号判決(続)

裁判所判決の理由

最終的に、最高行政裁判所は主に以下の理由から原審の判断を維持し、上訴を棄却した。

■ 投資関係は株式譲渡の時点で終了し、株式処分行為に該当する

A社(上訴人)は、保有していたマレーシア子会社の100%株式を全てバミューダ子会社へ譲渡した時点で、マレーシア子会社に対する投資関係は終了し、関連する権利義務も消滅することとなる。したがって、マレーシア子会社株式の譲渡は処分行為に該当し、当然その計算が必要となる。マレーシア子会社に累積した利益剰余金は、その株式の純資産価額に既に反映されているため、本件株式移転時点において、上訴人は投資原価を回収したことになり、株式の増価部分も確定したものと評価される。これは税法上の「回収実現」に該当し、当初の資金が国外に送金されたか、利益が実際に分配されたか否かによって左右されるものではない。

■ 株式により出資金へ充当する行為の性質は「処分」に該当する

A社(上訴人)は、バミューダ子会社設立時に、自己が保有するマレーシア子会社株式を出資金に充当したところ、バミューダ子会社がこれを受け入れ、実際の払込金の支払いが免除された以上、法的には、当該株式の譲渡代金債権と払込金債務とを相殺したことと異ならず、その性質は株式の売却または交換に相当する「処分行為」であって、単なる投資行為とは言えない。

■ 所得税法第9条の「財産取引所得」に該当する

A社(上訴人)が保有するマレーシア子会社の株式は、通常の売買のために保有する棚卸資産には該当しない。本件においてその株式をバミューダ子会社へ譲渡し、出資金に充当した結果、純資産価額が原始投資額を上回る差額が生じている。裁判所は、これが所得税法第9条の「財産取引所得」に該当すると判断し、つまり、「納税義務者が、通常の売買等の営利活動を目的として保有していない各種財産について、売買または交換により増加益が生じた場合」に相当するものとした。したがって、国税局(被上訴人)がこれを営利事業所得に合算して課税した処分には相当の理由がある。



組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



最高行政裁判所の判例(続)

判例 1

投資株式の譲渡で「利益」が生じた事例: 最高行政裁判所92年裁字第1749号判決(続)

裁判所判決の理由(続)

最終的に、最高行政裁判所は主に以下の理由から原審の判断を維持し、上訴を棄却した。

■ 「株式譲渡日の純資産価額」から原始取得原価を控除して算定する評価方法

A社(上訴人)がマレーシア子会社の株式をバミューダ子会社へ譲渡した際、その株式価値は、譲渡日におけるマレーシア子会社の純資産価額を基礎として評価され、これから上訴人の原始投資原価を控除して増益額が算定されている。この評価方法は、所得税法第63条及び施行細則第8条第2項の原則に照らし、採用可能な方式である。

■ 投資審議委員会の承認は、所得の実現性判断に影響しない

投資審議司が、A社(上訴人)によるマレーシア子会社への投資撤回、並びに株式譲渡によるバミューダ子会社の設立について行った承認は、単に対外投資に関するものであり、所得が実現したか否かの判断には影響を及ぼさない。本件について、裁判所は明確に、上訴人が株式をもってバミューダ子会社への投資に充当したこと、または所得を実際に国外から送金したかどうかは、いずれも増加益の認定に影響を及ぼすものではないと判示した。



組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



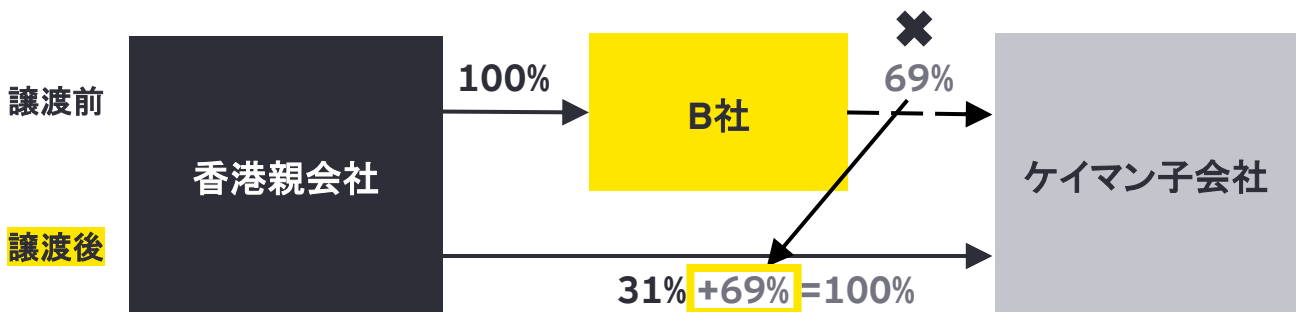
最高行政裁判所の判例(続)

判例 2

投資株式の譲渡で「損失」が生じた事例: 最高行政裁判所100年裁字第1360号判決

事案の概要

- 上訴人であるB社は、2006年度に、持分法で評価していたケイマン子会社の全株式(USD2,600,000)を、香港の親会社へUSD1,450,000で譲渡。
- B社の当初の申告:
2006年度に、資産売却損失として**42,887,673台湾元(※)**を申告。
※ 売却代金USD1,450,000 (47,125,000台湾元相当)－原始投資原価 90,012,673台湾元
- 国税局の審査結果:
B社の2006年度における資産売却損失は、**0台湾元**と認定されるべきである。



- ケイマン子会社株式の譲渡
- 株式譲渡損失が発生

組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



最高行政裁判所の判例(続)

判例 2

投資株式の譲渡で「損失」が生じた事例:最高行政裁判所100年裁字第1360号判決(続)

当事者双方の主張

B社の主張:権利が移転し、損失は既の実現している。

- 本件株式取引により両当事者の租税管轄権に変動が生じていることから、台湾の税法上、本件株式譲渡取引に係る投資損失は既の実現しているものと認められるべきである。また、本件については既に經濟部投資審議司の許可を受けており、株式譲渡及び対価の支払いといった所有権移転行為も全て完了していることから、その性質は「売買または交換」による権利移転である。
- 以上より、投資損失を認めないとすれば、税法の規定に反し課税の公平を欠くほか、実質課税の原則を誤って適用することになる。



国税局の主張:グループの組織再編であり、実質課税の原則に照らすと、損失は実現していない。

- 「租税に関する法律の解釈は、租税法律主義の精神に基づき、当該法令の立法目的を踏まえ、経済的実質及び実質課税の公平原則を考慮して行うべきである」との原則は、既に司法院釋字第420号で明確に示されており、その内容は2009年5月13日に改訂された租税徴収法第12条の1第1項にも取り込まれている。同条の立法趣旨は、租税法が重視するのは、担税能力を反映する経済的実態であり、形式的な法律行為や外観のみに依拠すべきではないというものである。したがって、税法の解釈適用においては、形式的公平にとどまらず、実質的経済利益の帰属者に課税することこそが、実質課税及び公平課税の原則にかなうとされる。これに照らせば、B社の株式譲渡取引は、グループの投資スキームを調整するための組織再編に過ぎず、本来の売買行為とは異なるものであり、実質的な財産の譲渡損失は発生していないと判断すべきである。
- 以上より、実質課税の原則に従う限り、B社の主張する損失は認められるべきではない。



組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



最高行政裁判所の判例(続)

判例 2

投資株式の譲渡で「損失」が生じた事例:最高行政裁判所100年裁字第1360号判決(続)

裁判所判決の理由

最終的に、最高行政裁判所は主に以下の理由から原審の判断を維持し、上訴を棄却した。

■ 経済的実質は法的形式に優先する

原審は、B社(上訴人)の董事会議事録を参照し、本件株式譲渡は、投資スキームの統合及び管理簡素化のための組織調整であり、親子会社間の権利移転に属し、本来の売買行為とは異なるものとしている。司法院釈字第420号の趣旨、つまり、租税に関する法律の解釈は、租税法律主義の精神に基づき、各法令の立法目的を踏まえ、経済的意義及び実質課税の公平原則を考慮して行うべきであることを踏まえると、本件では実質的な財産譲渡損失は発生していないと言える。よって、原審の証拠の取捨選択及び心証形成の理由が、理論則や経験則に反していないと認め、B社の申告した譲渡損失は認定されない。

■ 上訴には、「法令違反」を具体的に指摘する必要がある

高等行政裁判所の判決に対する上訴は、「法令違背」を理由としなければならない。つまり、どの法規において、いかなる点で誤って適用したのかを具体的に指摘する必要がある。また、解釈や判例を援用する場合には、その番号や内容を明示しなければならない。

ただし、本件において、B社は、原審が既に採用しなかった見解を繰り返し述べるにとどまり、法規適用の誤りを具体的に指摘することができていない。このため、本件は上訴要件を満たしていないと判断し、上訴を棄却するものとする。



組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



判決事例まとめ

項目	判例1: 利益認定事例	判例2: 損失否認事例
判決字号	最高行政裁判所92年裁字第1749号判決	最高行政裁判所100年裁字第1360号判決
取引背景	マレーシア子会社の全株式を新設のバミューダ子会社へ譲渡し、払込資本に充当	ケイマン子会社の全株式を原始投資額を下回る価格で香港親会社へ売却
取引目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新設持株会社への投資 ■ 投資スキームの調整 	<ul style="list-style-type: none"> ■ グループ投資スキームの簡素化 ■ 持株の統合
主な争点	株式譲渡が財産取引所得に該当し、課税対象となるか	グループ再編における株式譲渡は本来の売買と言えるか、また、申告した損失は認められるか
適用法令及び原則	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所得税法第9条及び第63条 ■ 財産取引所得認定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所得税法第9条 ■ 司法院釈字第420号 ■ 実質課税と公平原則
裁判所の見解	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株式譲渡は処分行為である ■ 譲渡時の時価が原価を上回れば財産取引所得となり、課税対象となる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資スキームの調整に該当し、本来の売買とは異なる ■ 実質課税の原則により、実質的な損失は発生していない
計算方法	「被投資会社の株式譲渡日における純資産価額－原始投資原価」を利益認定された	実質的な譲渡損失は認められず、申告された損失は0台湾元へと調整された

組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



最後に

- 最高行政裁判所の判決から見ると、グループ再編における株式取引について、税務機関及び裁判所はおおむね一貫した判断の枠組みを採っていることが分かります。譲渡時に定量化可能な価格差が存在し、かつ権利義務の移転が完了している場合には、財産の処分とみなし所得課税の対象とされます。その計算基準は、株式譲渡時点の純資産価額から原始投資原価を控除する方法であり、送金されたか否かには影響されません。一方で、納税義務者がグループ内部調整による損失を主張したとしても、外部証拠、第三者による評価額、または独立した評価が欠如している場合には、実質的な財産減少が生じていないと判断され、損失は認められないことが多いです。
- このような取り扱いは、実質課税の原則には適合するものの、利益は発生時に直ちに課税される一方、損失の認定基準はより厳格であるため、整合性及び公平性に対する懸念を抱く可能性もあります。そのため、企業がクロスボーダーまたはグループ内部の株式再編を計画する際には、価格算定及び評価資料をあらかじめ準備し、法律・税務・評価の専門家による事前検討を総合的に行うことが望ましいと言えます。これにより、将来の税務リスクや争訟を低減することができると思います。



組織再編における税務紛争 ～最高行政裁判所の判決から見る税務上の損益認識～



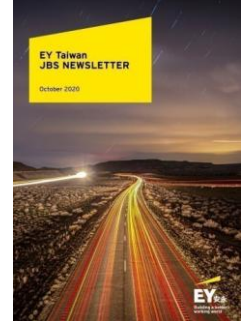
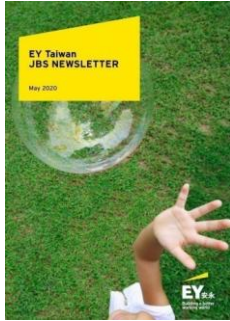
主な税法規定

法令規定	内容
所得税法第9条	本法でいう財産取引所得及び財産取引損失とは、納税義務者が経常的な買い入れ、売り出しとなる営利活動のためでなく保有する各種財産に係る売買または交換による増加益または損失を指す。
所得税法第24条 第1項	営利事業所得の計算は、本年度収入総額から各項目の原価、費用、損失及び租税を差し引いた後の純利益額を所得額とする。所得額の計算に、課税所得及び免税所得が存在する場合、当該関連原価、費用または損失は、直接かつ合理的に帰属科目が明確にできるものを除き、合理的に配賦しなければならない。その配賦方法は、財政部が定める。
所得税法第63条	長期投資で、被投資事業の全部または過半数の資本を保有する場合は、当該被投資事業の純資産あるいはその出資額に応じた純資産を評価基準としなければならない。その他の長期投資で、その出資額で評価すべきものや過半数以下の場合は、その原価を評価基準とする。
所得税法施行細則第8条第2項	未上場のために前項でいう終値がない有価証券の場合、会社の株式は当該年度に税務当局の査定を経た会社の純資産に基づき、会社の実際の発行済株式数に基づき計算する。債券は1973年12月31日までの未償還残額及び支払うべき未払債券利息の合計額を基準とする。
司法院釈字第420号	租税に関する法律の解釈は、租税法主義の精神に基づき、各法令の立法目的を踏まえ、経済的意義及び実質課税の公平原則を考慮して行わなければならない。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2026年2月	租税協定における事業所得の免税にかかる実務と留意点
2026年1月	台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定
2025年12月	外国籍従業員に係る退職金制度と企業の義務及び留意点
2025年11月	台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点
2025年10月	改正産業創新条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント
2025年9月	産業創新条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～

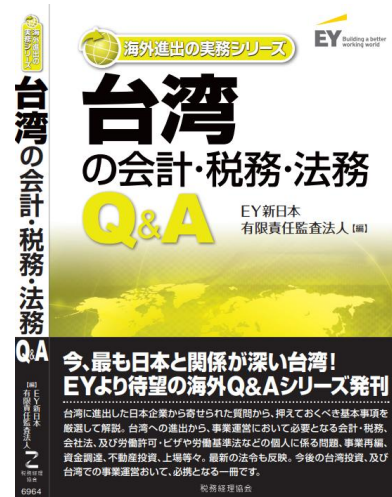
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関連する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「台湾投資ガイド（日本語・中文）」、及びEY新日本有限責任監査法人より『台湾の会計・税務・法務Q&A』（税務経理協会、2024年）といった書籍を発売しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年12月18日 2025年12月16日	台北（WEB同時配信） 台中	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月24日 2025年7月22日	台北（WEB同時配信） 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北（WEB同時配信）	税務2大TOPICセミナー（関税、租税優遇）
2024年12月12日 2024年12月10日	台北（WEB同時配信） 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北（WEB同時配信） 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
yishian.lin@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
anna.tsai@tw.ey.com

葉柏良 執業會計師
02 2728 8822
richard.yeh@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文實 執業會計師
07 9688 8990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 2757 8888 20897
tomohide.mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

06416-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

